

相馬市のごみ処理事業の概要⁽²⁰⁰⁸⁾

相馬市のごみ分別収集（5区分）

燃やすごみ（週2回収集）

主な収集物：生ごみ・紙くず・板きれ・衣類 等

燃やさないごみ（月2回収集プラス）

主な収集物：陶磁器・金属製品・硬質プラスチック・ゴム製品・小型家電製品 等

資源物（月2回収集）

主な収集物：びん・缶（飲食用）、ペットボトル・発泡トレイ・プラスチック製容器

紙類（月1回収集）

主な収集物：紙類（段ボール、新聞・広告紙、雑誌類、紙パック、紙製容器包装）

有害ごみ（3ヶ月に1回収集）

主な収集物：乾電池・蛍光灯（器具は除く）・鏡

家庭ごみの出し方

『ごみ収集カレンダー』に従って、指定された日に指定された場所へ指定されたごみを朝8時30分まで出します。

指定されたごみ袋に入れて出します。（1回あたり 2～3袋まで）

袋には、ステーション番号と個人番号を記入します。

びん・缶、ペットボトル・発泡トレイ・プラスチック製容器は、水洗いし乾かして出します。

紙類は種類ごとに紐で十字に縛り出します。

スプレー缶・ガス缶は必ず穴を開けて燃えないごみとして出します。（穴をあけないと、収集車の中で発火する可能性がある。）

粗大ごみ・電化製品（指定の袋に入らないもの）は、市では収集できません。専門の処理業者に依頼します。（株）相馬リサイクルセンターや相双環境管理事業協同組合

エアコン・冷蔵庫・テレビ・洗濯機の4製品は、家電リサイクル法に基づきリサイクルされます。

パソコン（本体、ディスプレイ）については資源有効利用促進法（H15.10）に基づきリサイクルされます。

自営業によって排出される事業系のごみは、ごみステーションには出せません。自ら廃棄物収集運搬許可業者に委託するか直接焼却場等に搬入するなどして、適正に処理しなければなりません。

ごみの処理及び処分先

燃やすごみ

相馬方部衛生組合ごみ焼却場(相馬市石上字南姥沢地内)

処理能力・・・40t / 8H

処理方式・・・准連続機械化バッチ燃焼式・バグフィルタ方式

燃やすごみの組成(平成 19 年度 4 回調査の平均)

ごみの種類組成	割合
紙・布類	46.7 %
ビニール・合成樹脂・ゴム・革類	23.9 %
木・竹・わら類	9.9 %
厨芥類(生ごみ)	9.2 %
不燃物類	3.4 %
その他	6.9 %

ダイオキシン類測定結果

(単位;ng(ナノグラム))

調査日	炉	排ガス中	ばいじん	焼却灰
平成 19 年 11 月 12・13 日	一号炉	0.65	0.44	0.0050
	二号炉	1.40		

(現在の排出基準 5ng以下)

燃やさないごみ

相馬市一般廃棄物埋立処分場(相馬市磯部字四方柴地内)

埋立方式・・・セル方式 管理型処分場

埋立面積及び容量・・・41,900 m² 289,900 m³

浸出液処理施設・・・170 m³ / 日

(放流水、地下水は毎月 1 回検査 全項目排水基準値内)

資源物

相馬リサイクルセンター(相馬市光陽四丁目地内) 中間処理業者

びん類・・・リサイクルセンターで選別・破碎

アルミ缶・スチール缶・・・リサイクルセンターで選別後再生業者へ

ペットボトル・・・リサイクルセンターで選別後再生業者へ

発泡トレイ・・・リサイクルセンターで選別後 HM 溶剤で溶融後再生業者へ

プラ容器・・・リサイクルセンターで選別後圧縮梱包し容リ協会指定業者へ

紙類

(株)高良相馬営業所(相馬市新沼字大迎地内) 古紙回収業者

紙類(段ボール、新聞紙・広告紙、雑誌、紙パック、その他紙製容器包装)

有害ごみ

野村興産(株) イトムカ興業所(北海道)

蛍光管・乾電池など・・・指定運搬業者を経て再生業者

ごみ減量化の取組み

容器包装リサイクル(分別収集)

- ・平成9年7月からアルミ缶・スチール缶の分別収集開始
- ・平成12年11月からびん類、ペットボトル、段ボールの分別収集開始
- ・平成13年7月から発泡トレイ、雑誌、新聞・広告紙、紙パックの分別収集開始
- ・平成18年4月からその他紙製容器包装の分別収集開始
- ・平成19年10月からプラスチック製容器包装分別試行開始
- ・平成20年4月からプラスチック製容器を「資源物」として収集開始

平成19年度資源化実績 (単位; ton)

びん類	378.31
アルミ缶	71.74
スチール缶	129.50
ペットボトル	97.10
発泡トレイ	18.66
プラスチック製容器	12.90
段ボール	167.23
新聞紙・広告紙	512.53
雑誌	316.32
紙パック	3.43
その他紙製容器包装	21.32

< 資源化実績 >

(単位; ton)

資源化物	H15	H16	H17	H18
びん類	392.4	393.0	389.6	371.28
アルミ缶	73.3	68.8	65.1	66.57
スチール缶	162.0	166.5	161.4	163.41
ペットボトル	110.3	105.3	92.9	84.50
発泡トレイ	10.8	16.0	14.7	16.74
プラスチック製容器	-	-	-	-
段ボール	203.3	198.9	170.7	185.63
新聞紙・広告紙	507.6	470.9	493.5	546.30
雑誌	378.2	371.0	358.6	352.95
紙パック	4.1	3.7	2.9	3.52
その他紙製容器包装	-	-	-	22.06

< 有害ごみ資源化実績 >

(単位; ton)

有害ごみ	H15	H16	H17	H18	H19
乾電池	11.25	17.00	12.04	14.11	11.94
蛍光管	6.45	9.55	7.80	5.52	7.93

資源物回収奨励金(平成3年4月から)

市内の各種団体が再生利用可能な資源物の回収を実施した場合に奨励金を交付し、資源物の再利用及びごみの減量の推進に資することを目的とし、制定したもので「有価物 1 kg当り 3 円」(17 年度までは 5 円)を奨励金として補助するもの。

< 交付実績 >

項 目	H15	H16	H17	H18	H19
回収団体数	5	4	5	5	6
有価物重量 (ton)	136.44	156.74	229.99	257.45	403.44
奨励金額 (円)	682,175	783,715	1,149,960	772,310	1,210,310

生ごみ処理容器等設置奨励金(平成4年9月から)

一般家庭から排出される生ごみ等の減量化及び資源の再利用に対する意識の高揚を図ることを目的とし、制定したもので、

- ・電動式生ごみ処理機 1 基につき購入価格の 2 分の 1 (限度額 3 万円)
- ・生ごみ処理容器 1 基につき購入価格の 2 分の 1 (限度額 3 千円)

を奨励金として補助するもの。

< 交付実績 >

項 目	H15	H16	H17	H18	H19
電動式生ごみ処理機 (基)	20	24	42	21	31
奨励金額 (円)	538,100	669,900	1,098,000	544,700	839,500
生ごみ処理容器 (基)	13	11	16	14	12
奨励金額 (円)	25,300	23,400	27,100	28,300	27,000

ごみ処理量の実績の推移

(単位; ton)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源物 (紙類含)	有害ごみ	処理総量	総排出量 (集団回収量含)
H15	11,504.11	2,166.44	1,926.33	17.70	15,614.58	15,751.02
H16	11,127.09	2,934.84	1,870.52	26.55	15,959.00	16,115.74
H17	11,073.14	3,036.31	1,858.34	19.84	15,987.63	16,217.62
H18	11,046.67	3,061.47	1,921.34	19.63	16,049.11	16,306.56
H19	11,123.32	2,460.36	1,780.17	19.87	15,383.72	15,787.16

[参考] 人口、世帯数は各年 9 月 30 日

年度	総排出量 (ton)	人口 (人)	世帯数 (戸)	年間 1 世帯 あたり (kg)	年間 1 人 あたり (kg)	1 日 1 世帯 あたり (g)	1 日 1 人 あたり (g)
H10	14,797	39,830	12,226	1,210	372	3,316	1,018
H15	15,751	39,399	12,813	1,229	400	3,370	1,095
H16	16,116	39,279	12,946	1,245	410	3,411	1,124
H17	16,218	39,242	13,142	1,234	413	3,381	1,132
H18	16,307	39,130	13,320	1,224	417	3,354	1,141
H19	15,787	39,113	13,529	1,167	404	3,197	1,106